

議案第 5 号

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について
佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めます。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 7 年佐野市条
例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項の次に次のように加える。

6 の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微受精に係るものである場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間
---	--

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員が不妊治療に係る通院等をする場合に、特別休暇を取得できるようにするため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 5 号参考資料

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第 1 （第14条関係）		別表第 1 （第14条関係）	
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間
(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>6 の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年度において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微受精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間</u>
(略)	(略)	(略)	(略)